

竹之丸地区センターの利用許可申請にあたって

利用を許可しない場合は、次に掲げるとおりとします。また、当施設は、利用の許可を受けたものが、次のいずれかに該当する場合には、許可を取り消すことができます。

(1) 営利のみを目的とする利用

- (ア) 物品販売、商品の展示・説明会
- (イ) 講師個人や法人が主催して教室等を開催する場合
- (ウ) 企業内の会議、研修、従業員採用試験等、企業活動の一環としての利用
- (エ) テレビ撮影等における、撮影スタジオ目的等での利用

(2) 地区センターの設置目的に反する利用

- (ア) 青少年の健全な育成を阻害するおそれのある利用
- (イ) その他、地区センターの設置目的に反する利用

(3) 地区センターの秩序や公益を害するおそれのある利用

- (ア) 指定暴力団等その他団体の構成員が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体、又はその団体の構成員が集团的に又は常習的に反社会的な行動をとることを助長するおそれのある団体の利用
- (イ) 申請内容において、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」にいう差別的言動が行われるおそれがあり、当該言動が行われることで、混乱が生じる可能性が高いと判断されるとき
- (ウ) 当該利用により多くの人数が集まることによる交通の渋滞その他場内外の混乱が発生するおそれがあると認められる場合

(4) 地区センターの管理上支障がある利用

- (ア) 建物や附帯設備等を損壊、汚損又は滅失するおそれがあると認められる場合
- (イ) 過去において施設管理上の指示に従わなかったなど施設管理上の指示にしたがわないおそれがあると認められる場合 (ウ) 災害の発生により、施設の利用が困難と判断されたとき

(5) その他

- (ア) 申請書類の記載事項に虚偽が認められるとき

横浜市は、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」に基づく、本邦外出身者に対する不当な差別的言動(いわゆるヘイトスピーチ)の解消、その他不当な人権侵害の撲滅に取り組んでいるところでありますので横浜市竹之丸地区センターの利用にあたりまして、ご理解とご協力をお願いします。